

優秀賞 [大学生の部]

マイナンバーを利用した 「社会奉仕活動ポイント付与制度」

慶應義塾大学 総合政策学部4年

城内 香葉 きうち かえで

マイナンバーという最新の社会基盤に着目し、社会奉仕活動ポイントを付与するボランティア制度を提案。自らの経験から問題を発見し、具体的な運用イメージを提示。その提案力の高さ、実現可能性に加え、文章力や論文としての完成度が高く評価されました。



1. はじめに

2016年4月より、「長生きのリスクに備える保険」が某生命保険会社から販売されている。長生きすることがリスクと位置付けられ、そして死亡ではなく長寿に備える保険が発売される時代が来たのである。保険会社の戦略として自助努力を促すものではあるものの、介護のリスクを想像しないではいられない。世界一の長寿国である日本が、どうして世界一の福祉国になれないのか。私たちは、2030年には日本の人口に占める65歳以上の高齢者の割合が30%を超える超高齢化時代を迎え、現役世代1.8人で1人の高齢者を支えなければならないという数字に、重くのしかかる納税という義務に明るい未来を描けないでいる。しかし、決して私たち若者だけが高齢者の負担を強いられているわけではない。そしてそれは納税というたった1つの方法でしかないものでもない。世界に誇れる長寿国日本が世界を先導すべきことは、老若男女全員が社会に関わるシステムの構築と健康寿命を維持する取り組みである。幸い、私には1つの

アイデアがある。それは、幼少期よりずっとボランティア活動に携わってきた中で人の温かさや強さを感じ、人は誰でも生まれながらにして「人の助けになりたい」と願っていると確信しているからこそ、世界を変える新たな挑戦として力強く提言していく勇氣となっている。

2. ソーシャル・キャピタルの充実、社会奉仕活動参加の価値

2-1. 主婦層ボランティアが支えた高齢者介護と高まる若者たちの社会意識

高齢者を社会全体で支えるという理念をもって2000年にスタートした介護保険制度は、サービス削減への転換点を迎えている。介護人口は増え続け、介護労働者は集まらず、深刻な人手不足となっている。現在の介護保険制度に至るまで、高齢者の介護は主婦層のボランティアに支えられてきた。1970年代には高齢者への友愛訪問や配食などボランティアによる生活支援

図1 年齢×ボランティア活動に対する関心の有無

	(%)			
	とても関心がある	少し関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない
全体	9.3	50.4	31.0	9.4
20歳代	8.3	43.8	30.9	17.0
30歳代	5.1	45.8	38.5	10.6
40歳代	7.7	54.0	32.6	5.7
50歳代	10.7	54.1	28.4	6.7
60歳代	13.9	53.1	24.9	8.1

出所：内閣府「平成27年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

活動が誕生し、1980年代に住民参加型在宅福祉活動へ発展。住民同士が助け合い、低額の謝礼によって既存制度が対応できないニーズに対応してきた。

また、1995年1月の阪神・淡路大震災直後、全国から沢山の若者、市民が被災者支援に駆けつけ、その自主性の高まりから「ボランティア元年」と称された。1998年に施行されたNPO法も後押しとなり、その後間違いなく市民はボランティアへの関心を寄せている。

内閣府の調査資料「平成27年度市民の社会貢献に関する実態調査」（図1、図2）によると、ボランティアに「とても関心がある」、「少し関心がある」の全体の合計は59.7%にのぼる。また20代から60代の全ての年代で50%を超え、高い関心度がうかがえる。また、過去3年間のボランティアへの参加理由では、「社会の役に立ちたいと思ったから」が45.6%、「自己啓発や成長につながると思うため」が35.6%と自主性の高さがうかがえる。

2-2. 海外にみる若者の社会奉仕活動の参加

——消防・救急・高齢者介護・障害者施設で活躍

海外には韓国など今も徴兵制度がある国が存在し、およそ18歳からの若い男子を中心に国防に従事する。しかし、良心的兵役拒否の合法化のもと、兵役の代替役務として社会奉仕活動を取り入れている国がほとんどである。

ここでは徴兵制度に理解を示すものではなく、また兵役代替

役務のような社会奉仕活動の義務化を日本に望むものでもない。徴兵制度の代替役務制度に着目したのは、納税以外の方法で、若い国民のエネルギーが活用され頼もしい国の力となっている点である。社会福祉事業に携わる人材を得るため、社会奉仕の重要性と魅力をPRし、日本にも社会奉仕ボランティア制度を設ける事はできないだろうか（図3）。

2-3. ドイツとフランスの徴兵制度廃止（停止）後のボランティア制度

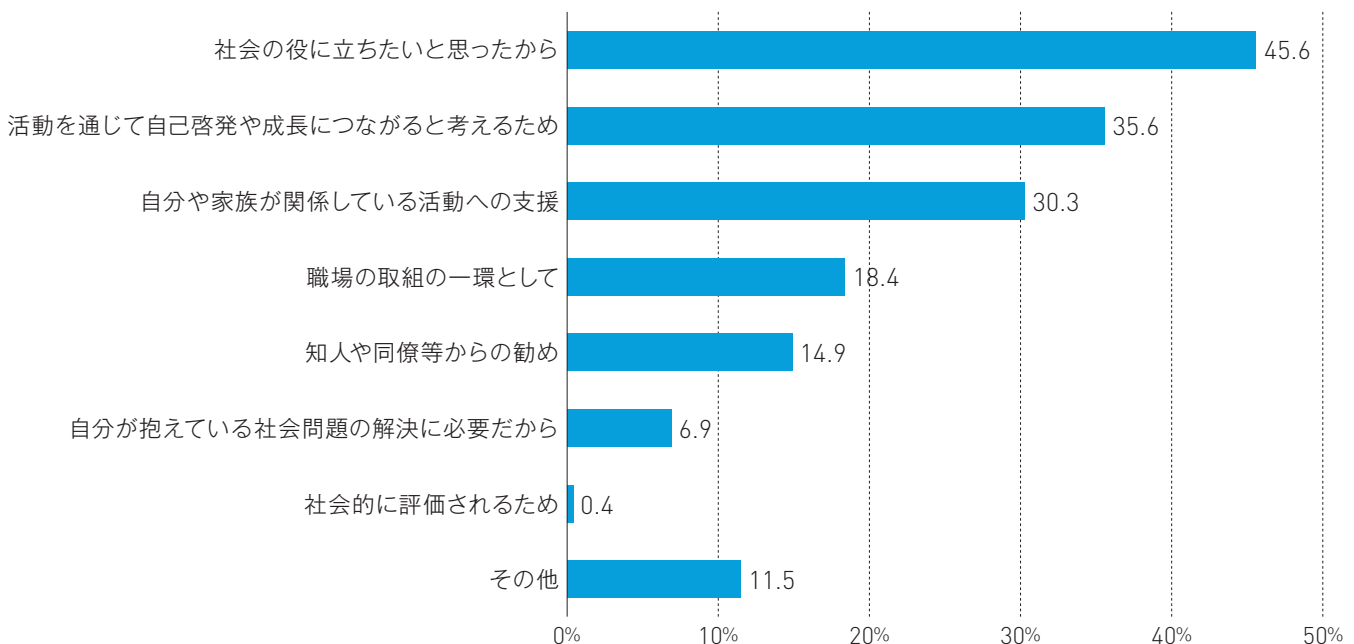
ドイツ・「連邦ボランティア制度」

ドイツでは1961年に兵役代替制度が導入され、病院、老人ホーム、障害者施設などで勤務する若い男性は、福祉制度を担う重要な役目になっていたが、2011年7月、徴兵制度の停止と同時に兵役代替役務も停止となり、福祉事業への穴埋めをする代替りの制度の設置が緊急課題となっていた。連邦ボランティア制度は、このような要求に応えるために発足した制度である。18歳以上の義務教育を終了した者なら誰でも参加でき、週20時間以上の奉仕が基本で、給与はないが小遣いという名の手当がある。

フランス・「ボランティア市民サービス」

フランスでは1996年に徴兵制度が廃止するも、若者に「祖

図2 ボランティアに参加した理由



対象：過去3年間にボランティア活動を「したことがある」と回答した人
出所：内閣府「平成27年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

国愛」と「市民としての連帯感」をサービスを通じて植え付けることを目的とした社会奉仕活動の復活を望む声が多く、2006年に「ボランティア市民サービス」を創設した。16歳から25歳の若者が対象で、期間は6カ月から12カ月間。例えば、心臓マッサージなど医療技術を習得し救急隊員の一員として救急活動に当たる。国家から月に日本円で62,000円から75,000円程度が支給される。

3. 社会奉仕ボランティア制度の推奨

マイナンバーにポイント付与という新しい福祉のカタチ

少子高齢化に伴う日本の社会保障を脅かす財政難と人材不足の解消をするために、海外で活躍する若者たちの社会奉仕活動に着目し、高まる市民たちの社会意識をさらに行動につなげるために、社会奉仕活動を幅広く募集、あっせん、管理していく組織を設立する。マイナンバー制度を利用してポイントを付与することで、新しい福祉のカタチを実現する。

3-1. 社会奉仕ボランティア制度の設立

国は「社会奉仕ボランティア制度」を設立、行政セクターでは、

- ① ボランティアプログラムの開発、② 募集と活動の維持、③ 活動の評価、人材データ管理 を担当する。公益福祉団体やNPO、全国各地のボランティアセンター、市区町村の介護施

設、各自治体を通じてニーズをヒアリングし、受け入れ組織の準備体制を整える。民間企業が中心となる環境保護活動、子育て支援など、新たな取り組みを計画した時、申請をすることで一般に募集することができる。期間、人数、資格の有無、訓練または研修が必須かどうか、賃金等（有償・無償）を具体化して、募集を開始する。地域自治体ごとにボランティアコーディネーターを配置し、応募時のボランティアシートを使って受け入れ組織のニーズとボランティアの特性を照らし合わせ、マッチングさせていく。

<募集の例>

- ・介護老人ホーム：期間3カ月から1年間、募集人数〇名、有償ボランティア、研修必須、資格の取得可能、就職あっせん有、マイナンバー300P付与
- ・訪問介護サービス：週1回から2回、登録制、若干名、研修期間有り、有償ボランティア、マイナンバー200P付与
- ・被災地ボランティア：登録制、交通費一部支給、道具貸出有り、マイナンバー1,000P付与
- ・各自治体 通学路交通整理：午前7時から8時の1時間、マイナンバー100P付与

内閣府の調査資料「平成27年度 市民の社会貢献に関する実態調査」(図4)における「ボランティアの参加の妨げとなる要

図3 各国の徴兵制度の兵役代替役務

国	兵役代替役務
オーストリア	期間は9カ月 兵役拒否者は州知事の承認を受けた施設において代替役務を行う 施設は主に病院、社会福祉施設、文化施設など
ギリシャ	期間は兵役の約2倍 良心的兵役拒否者は兵器を伴わない兵役、または代替の民間、社会的役務を提供する
デンマーク	期間は4～12カ月 難民支援機関、図書館、博物館、学校、保育施設等国家役務に従事
フィンランド	期間12カ月 社会福祉、教育、文化、環境保護または人命救助に関する活動を行う 人命救助または民間防衛に関わる能力向上のための訓練もある
スイス	期間は兵役の1.5倍 保健衛生、社会福祉、文化財保護、環境保護、農業、開発協力等の分野に従事
台湾	期間は4カ月 消防、介護、教育、環境、警察などに従事

国別検索により筆者制作 2016年8月

因」では、「参加する時間がない」、「休暇取得等を行う必要がある」が上位の要因となり、職場の理解を働きかける必要があることがわかる。また、時間捻出の次に妨げとなる要因は、交通費など実際にかかる経費の経済的負担が大きいことを挙げている。これらについては、意欲ある人たちを交通費程度の謝礼やポイント付与で参加へとつなげる事ができると期待する。

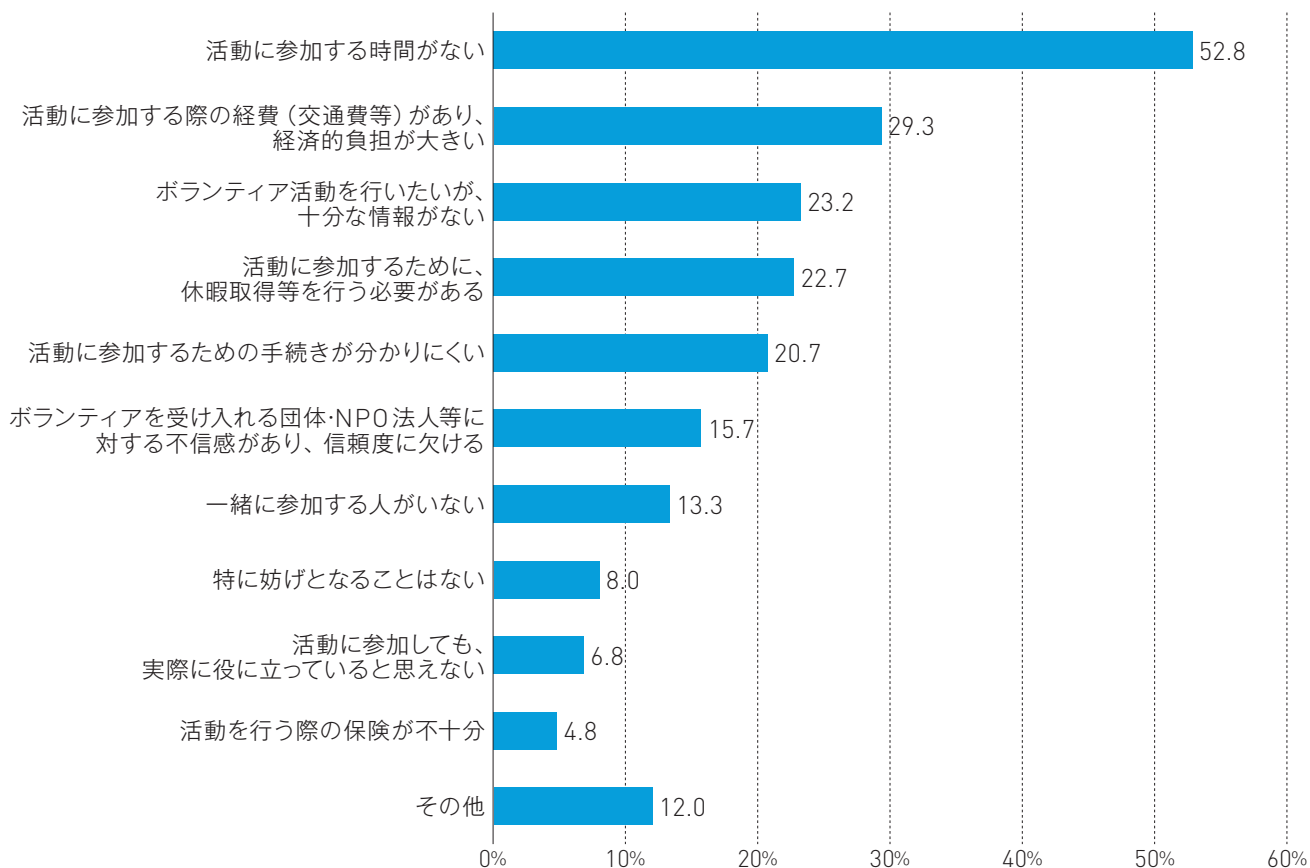
社会参加型となる幅広い人材を求めるためには、柔軟な募集体制と、多種多様で魅力的なプログラムを準備する必要がある。低所得者のあっせんプログラムや学費免除プログラムなど、より参加しやすい環境を整えることを目指したい。これらを軌道に乗せるためには、企業の理解が不可欠である。イギリスには「セコンドメント」と呼ばれる、企業からNPOへ出向する制度がある。優秀な企業人をNPOに一定期間派遣し、そこで培ったノウハウを改めて企業内に生かしていくというものだ。日本でもインターンシップが進んできたように、就職前にボランティア参加で自分の確かな適性をつかむことが可能になる。行政で管理、評価を徹底していくことで、社会での信頼や企業のイメージアップに繋がり、企業からのNPO出向、ボランティア休暇の所得な

どを浸透させていきたい。

3-2. マイナンバーポイント付与

日本では、2016年よりマイナンバー制度がスタートした。マイナンバー制度とは、国や市区町村や民間企業が持っている個人に関する情報を名寄せ・突合して、共通で利用するための制度である。マイナンバー制度は国民を管理するためのものではなく、国民サービスの向上、行政の効率化のための制度であるとし、よりきめ細やかな社会保障給付の実現や災害時における活用等を例に挙げている。しかし、この説明では、なかなか具体的に私たちの生活にメリットが生じると実感することは難しい。5.5%の普及率に終わった「住基カード」の失敗から、政府においても民間企業のポイントカードの機能を与える構想が総務省内で検討されているという。民間からの支持を得るためにも、ベネフィットを実現させるべく、国民の一人ひとりが自分自身の情報管理とポイントの運用を兼ね備える。これは、ボランティアに参加したら個人のマイナンバーにポイントが付与される仕組みだ。ボランティアは見返りを求めるものではないという意見も

図4 ボランティアの参加の妨げになる要因



出所：内閣府「平成27年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

あるだろう。しかし、いつか自分が介護を必要になった時に使えるポイントであり、使わないという選択もできるので、相互扶助の関係が成り立つと考える。資格を取る事でポイント2倍、継続ポイント、緊急出勤、繁盛期出勤の加算ポイントなど、インセンティブをつけることで、ますますボランティアに楽しみを付与したい考えだ。

3-3. マイナンバーポイントの利用

国民一人ひとりに提供される専用のウェブサイトである「マイポータル」で個人個人の情報が確認できるため、ボランティアで付与されたポイントも確認することができる。それは私たちが日常の買い物をして貯めるポイントと同じ感覚で、より身近に、より楽しみに感じる事が望ましい。ポイントの利用についても、随時情報を提供していく。お米や産地品などと手軽に交換できることにより、ボランティアに参加した達成感をもう一度実感することができる。長年貯めたポイントは、自身が介護の必要になった時、自己負担分をポイントで支払うことができ、または介護用品を受け取れるなど具体化していく。使わなかったポイントは、子供や孫に譲渡できるものとする。ポイントは100ポイントで100円換算程度と想定する。

3-4. 期待できる効果

まずは、緊急課題である介護労働者の確保につなげ、介護保険総合事業で導入される、資格要因を緩和した「緩和型サービス」での人手が確保できれば、資格所有者の劣悪な労働条件

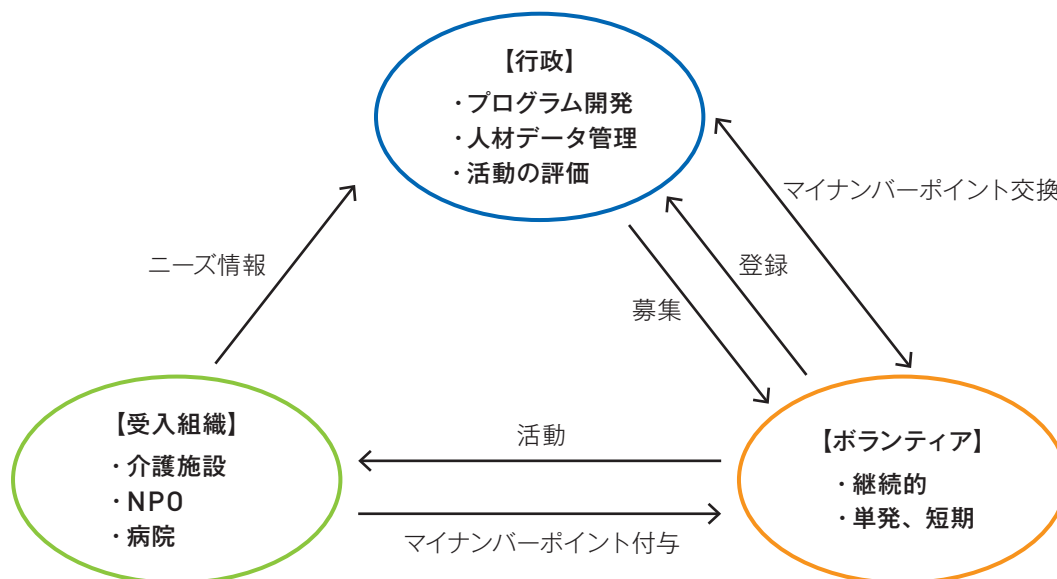
による職場離れもなくなるだろう。ボランティア参加者は、複雑な介護保険制度に自然と知識ができ、要介護者への配慮が生まれ、自身の家族への介護で役に立つだけでなく、自分の将来の予防にもつなげることができる。

この社会奉仕ボランティア制度は、共助と自助の組み合わせで実現するシステムである。マイナンバー制度を個人はプラスに受けとめ、自らのポイント制度を運用する。行政はこれまでのボランティアの履歴、資格や特技など幅広く情報を得ることで、第2段階の研修によるステップアップの提供など参加者のリピーターを定着させ、次世代のリーダー養成につなげていくことを可能にする。

4. 終わりに

家族で介護老人ホームへ「年越し蕎麦のプレゼント」を続けて13年になる。毎年年末になると76歳になる祖母を中心に家族親戚が集まり、時にはご近所の手も借りて手打ち蕎麦400食を作り上げる。祖母は長く生きる程、長く社会に役立てると身を持って教えてくれる力強い存在である。私自身も幼い頃から地域のボランティア活動に参加し、学んだことがたくさんある。80歳の人が90歳の人を見て、70歳の人が80歳の人を気遣い、60歳の人が70歳の人を手伝う地域コミュニティは、元気な高齢者が主役となり生き生きしている。そんな姿を見ると、私たちが負けてはいられないと意欲が湧いてくる。ボランティアは社会活動を通じて色んな人と出会いながら、自分の可能性を広げ

図5 「社会奉仕ボランティア制度」のイメージ図



てくれる。若者と高齢者が手を取り合い、新しい公共を構築していく上で、今回の提案は有意義なものだと確信している。そして私は自分自身が参加していく先の未来を信じて、協働で創り上げる社会の中で安心という財産を築いていきたい。世界を変える新たな挑戦は、長い間、福祉先進国を眺めていた日本が、福祉政策先進国として世界を先導していくことだ。

参考文献

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2013年版
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2013.asp?chap=0>
- ・ 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 組織行動研究所 [2030 Work Style Project] 「2030年、実に人口の1/3近くが65歳以上の高齢者になる」、「2030年の働くを考える」調査・レポート 背景・トレンド#1
<http://www.recruit-ms.co.jp/research/2030/report/trend1.html>
- ・ 内閣府 NPO ホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/>
- ・ 一般財団法人 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック「連邦ボランティア制度の導入から1年」2012年9月
http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/germany_sep_02.pdf
- ・ フランスニュースダイジェスト1018号「フランス、時代の色調：国民の一体意識維持のために“徴兵制度復活”？」2015年2月19日
<http://www.newsdigest.fr/newsfr/actualites/jidai/6952-11.html>
- ・ 安立清史『福祉NPOの社会学』東京大学出版会、2008年
- ・ 坂田周一『社会福祉政策 改訂版』有斐閣アルマ、2007年
- ・ 三本松政之・朝倉美江（編）『福祉ボランティア論』有斐閣アルマ、2007年
- ・ 桜井政成『ボランティアマネジメント——自発的行為の組織化戦略』ミネルヴァ書房、2007年
- ・ 岩波書店編集部編『ボランティアへの招待』岩波書店、2001年
- ・ 舟場正富・齋藤香里『介護財政の国際的展開——イギリス・ドイツ・日本の現状と課題』ミネルヴァ書房、2003年
- ・ 伊藤周平『社会福祉のゆくえを読む——介護保険見直し・保育制度改革・支援費制度』大月書店、2003年
- ・ 岡本祐三・鈴木祐司・NHK取材班『福祉で町がよみがえる——介護保険と自治体戦略』日本評論社、1998年
- ・ 日下部雅喜 どうなる介護保険・総合事業——あなたの自治体はどうする？ いま、サービスを守るために』日本機関紙出版センター 2016年
- ・ 森信茂樹・河本敏夫『マイナンバー 社会保障・税番号制度——課題と展望 (KINZAIパリュウ叢書)』一般社団法人 金融財政事情研究会、2012年

【受賞者インタビュー】

提案の実現を目指して
今後も自分の思いを
発信していきたい



——コンテストに応募した理由、きっかけは？

大学4年ということもあり、応募できる最後のチャンスであることと、募集のテーマが書きたいことと合っていたからです。

——この論文を書き上げるまでに、どのくらいの時間がかかりましたか？

6月から準備を始めました。マイナンバー、介護保険、各国の社会奉仕活動などの正しい知識が必要だったので、20冊以上の文献を読みました。その上で提案をまとめるのに10日ほどかかりました。

——この論文を書いたことで良かったことはありますか？

ボランティアへの思いを発信できたことと、制度化することに共感して頂けたことです。

——今、どんなことに興味を持っていますか？

どうやら私の頭の中は福祉とは切り離せないようです。この論文は進行形で、提出した後も「こうしたい」「あしたい」ということが次々と生まれて来ています。今後も実現を目指して発信していきたいです。